

メラミンが混入された中国産加工食品等の安全対策に関する緊急要望

中国からの輸入食品については、今年1月、農薬が混入された中国産冷凍ギョウザにより健康被害が生じるなど、我が国の食の安全に極めて深刻な影響を与える事態を引き起こしている。

さらに、今回、中国において、メラミンが混入された粉ミルクが原因とされる乳幼児の腎結石等の被害が生じており、また、メラミンが混入された牛乳及び乳製品を原材料とした加工食品の製造が明らかとなった。この加工食品の一部が我が国にも輸入され、メラミンが検出された食品について、食品衛生法第54条の規定に基づく回収命令が発出される事態となっている。

これにより、中国産加工食品に対する国民の不信、不安が非常に高まっているため、国民の安全・安心を守る立場から、政府に対し下記の安全確保対策を早急に徹底されるよう要請する。

記

1. 中国産の牛乳及び乳製品については、安全性が確認されるまでの間、輸入を停止すること
2. 国民及び地方自治体等に対し、メラミンの混入が疑われる加工食品についての正確な情報を早急に提供すること
3. 牛乳及び乳製品を原材料とした中国産加工食品の輸入業者に対し、メラミン混入の自主検査を行うよう指導し、必要な場合は、食品の回収を指導すること
4. 牛乳及び乳製品を原材料とした中国産加工食品に関し、我が国への輸入、流通の実態を早急に解明し、再発防止対策を講じること

平成20年10月1日

全国市長会